# 欧米の銀行の定義

### 国·地域

(根拠法)

### 銀行/信用機関の定義

## アメリカ

(銀行持株会社法)

- ▶ 銀行(bank)とは、以下のいずれかをいう。
  - 預金保険加入銀行(国法銀行、連邦準備制度に加入する州法銀行等)
  - 第三者への**支払のために引き出せる預金の受入れ**及び**商業貸付**を行う組織

#### EU

(資本要件規則; CRR)

- ➤ 信用機関 (credit institution) とは、
  - 預金又はその他の払戻可能な資金を公衆から受け入れ、かつ、 自己勘定での<u>信用供与</u>を行う事業者

#### イギリス

(金融サービス 市場法)

- ➤ 銀行 (bank) とは、
  - 預金受入れ業務につき許可を得た、CRRにおける信用機関

# フランス

(通貨金融法典)

- ➤ 信用機関 (credit institution) とは、
  - ・ **返済可能な資金**を公衆から受け入れ、かつ、自己勘定での<u>信用供与</u>を行う法人
  - ※ ノンバンクの最低資本金は銀行より低い
- ➤ 信用機関 (credit institution) とは、

#### **ドイツ** (信用制度法)

• 銀行業務(**預金業務**、担保付債券業務、**信用業務**、手形・小切手の割引業務、 第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行う業務、カストディ業務、 満期前ローン獲得業務、信用保証業務、小切手・手形の取立業務、トラベラーズ チェック発行業務、証券引受業務、有価証券取引における中央清算業務)を商業 的に行う事業者

※ 信用機関の大半がユニバーサルバンク